11月は児童虐待防止推進月間です

助けての 小さなサイン 受け止めて（20年度標語）

児童虐待の相談件数が全国的に増え続けています。児童虐待は、子どもの心や体に深刻な影響を与えるだけでなく、次世代に引き継がれてしまう恐れもあります。時として尊い命を奪う重大な犯罪にもなり、決して許されるものではありません。

◇児童の虐待行為と背景

児童への虐待は、大きく４つに分けられます。

①**身体的虐待**＝殴る・けるなど

②**養育放棄（ネグレクト）**＝食事や入浴の世話をしないなど

③**心理的虐待**＝言葉による脅し、兄弟との差別的扱いなど

④**性的虐待**＝子どもへの性的行為など

これら児童虐待の背景には、親や子ども、家庭などが抱えるさまざまな問題があり、また、それらが重なり合っていることもあります。傾向として、核家族化が進み、身近に育児の相談をできる人が減ったことなどによる、育児不安やストレスが挙げられています。

◇育児不安やストレスは抱え込まず気軽に相談を

子育てに不安やストレスを感じたら、家庭で抱え込まないで、気軽に家庭児童相談室などへご相談ください。

◇早期発見に協力を

虐待を未然に防ぐためには、「早期発見と早期対応」が重要です。学校や児童福祉施設の職員、医師など、虐待を発見しやすい立場の人は早期発見に努めること、また市民が、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、市や児童相談所などへ連絡することが法律で定められています。

市では、家庭児童相談室を中心に、児童虐待の防止・対応に努めています。また、児童相談所、警察、学校、病院などを構成員とした「要保護児童対策地域協議会」を設置し、連携を図りながら取り組んでいます。

地域みんなで児童虐待の防止に取り組み、子どもたちの健やかな成長を支援しましょう。

◆児童虐待早期発見のためのチェックリスト◆

〔子どもの様子〕

- □不自然な外傷がある。特に首や顔の傷やあざ、やけどなど。
- □極端にやせているなど、栄養失調状態にある。
- □不自然な時間に徘徊（はいかい）している。
- □季節に合わない服装や極端に衣類や身体が不潔である。
- □常におなかをすかせていて、食べ物を与えるとガツガツ食べる。
- □学校に行く姿を見かけない。
- □悪質ないたずらや万引きを繰り返す。
- □大人の顔色をうかがう。
- □家に帰りたがらない。
- □年齢に合わない性的な遊びをする。

〔保護者の様子〕

- □子どもがけがをしたり、病気になっても医者に見せようとしない。
- □子どもの傷についてあいまいな説明をする。
- □小さな子どもを置いたまま頻繁または長時間外出している。
- □心身の状態が悪く（慢性疾患・精神疾患など）、子育てが負担になっている。
- □地域や親族との交流がなく、孤立している。
- □経済的に困っている（転職や失業を繰り返す。借金など）。
- □夫婦や家族関係がうまくいっていない。
- □極端に偏った育児観・教育観の押しつけや体罰を肯定している。
- □子どもの養育に拒否的だったり、食事をきちんとさせないなど、子どもを放置している。
- □家庭から頻繁に怒鳴り声や不自然な物音が聞こえる。

〈子育て・児童虐待の相談・通報先〉

家庭児童相談室
☎62-5362

市役所社会福祉課児童班
☎62-8012

銚子児童相談所
☎0479-23-0076

11月12日～25日「女性に対する暴力をなくす運動」

夫や恋人からの暴力に悩んでいませんか？

DV（ドメスティックバイオレンス）とは？

夫や恋人など「親密な」関係にある人から振るわれる暴力を「DV」といいます。親密な関係には、結婚している夫だけでなく、同棲相手やボーイフレンド、婚約者、付き合っている男性、別れた夫や恋人なども含みます。たとえ夫婦間であっても暴力は重大な人権侵害であり、犯罪行為です。

もしも、あなたが身近な人からの暴力で悩んでいるなら、一人で悩まず、相談してください。

DVのさまざまな形態

①**身体的暴力**＝殴る、ける、つねる、物を投げつける、刃物で脅すなど

②**精神的暴力**＝何を言っても無視する、大声で怒鳴る、殴るふりをする、ののしるなど

③**経済的暴力**＝生活費を渡さない、外で働くことを妨害する、家計を厳しく管理するなど

④**性的暴力**＝性行為や望まない妊娠、中絶を強要するなど

⑤**子どもを巻き込んだ暴力**＝子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせる、子どもに暴力を振るう、脅すなど

〈DV相談窓口〉

市役所社会福祉課児童班
☎62-8012

千葉県女性サポートセンター
☎043-302-1015

海匝健康福祉センター
☎0479-22-3101